

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県建築基準法施行細則の一部改正
- ◇告示 農業委員会の設置
建設業者の更新登録
建設業者の変更登録
- 右 同
- 公有水面埋立免許
- ◇公告 昭和二十八年度鳥取県公務員、農業改良普及員及び生活改良普及員採用試験の実施

規則

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年一月八日

鳥取県知事 西尾愛治

鳥取県規則第一号

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則
鳥取県建築基準法施行細則（昭和二十五年十二月鳥取県規則第八十七号）の一部を次のように改正する。

- 第十二条見出し同条第一項本文及び同項第五号に「壁面線」を削り、同条第一項第六号を次のように改める。
- 六 申請に係る道路の長さ
- 第十二条第二項第一号中「壁面線」を削り同条同項第四号を次のように改める。
- 四 公道又は私道の位置及び巾員並びに既存道路境界線の位置及びその間の距離（既存道路境界線と申請に係る部分とを着色その他の方法をもつて区別すること。）
- 第十三条及び第十四条中「又は壁面線」を削る。
- 別記第四号様式を次のように改める。

第八八号	西尾組	古市一	西尾吉太郎
第八九号	釜田組	鹿野町一四	釜田 定幸
第一〇七	有限会社松本組	元大工町二〇	松本 権三
第一二〇号	山口電業株式会社	元魚町三丁目九	山口 敏子
第一一七号	加藤組	榎原	加藤 富治
第一一九号	林組	古海	林 益次郎
第一一号	岩美興産株式会社	岩美郡浦富町	大西 一男
第五四号	山下組		山下 修一
第三六号	中国土建株式会社	八頭郡智頭町	横川菊次郎
第三七号	八頭土木建築有限公司	那家町	山野 豊美
第三一号	徳重組	気高郡鹿野町	徳重 近晴
第一二二号	東亞土木建築工業有限公司	倉吉市宮川町一七七ノ二三	杉本 義夫
第三九号	東亞造船工業株式会社	一九五ノ三	高田 重治
第四一号	石田建設合資会社	岡田一九ノ二	石田 永壽
第五二号	東伯建設株式会社	宮川町一八五ノ三	山脇 房吉
第九六号	大島土建工業合資会社	上井町二九六ノ四	大島 太一
第九九号	株式会社旭工務店	西仲町二六五七	山崎 儀保
第九七号	大川土建合資会社	大正町一〇七九	大川 若松

第一三三号	馬野建設工業有限公司	東伯郡赤碕町	馬野 勇
第九三三号	福本組	浦安町下伊勢	福本 武雄
第七四号	有限会社丸山組	八橋町徳万	丸山 信
第九九号	小谷組	東郷町中興寺	小谷庄左エ門
第二九号	境港土建株式会社	西伯郡境町大正町八二	松本 豊
第二二七号	大開建設株式会社	淀江町八七九	田中 義知
第一七号	森種組	大幡村大字岸本	森種 福平
第二二二号	株式会社大山土建	大高村大字尾高	山上 利
第六六号	藤本組	大幡村大字吉良	藤本源四郎
第六八号	永見組	中浜村大字佐斐神	永見 至誠
第六九号	陶山土木建設株式会社	大山村大字佐摩	陶山 壽
第八〇号	遠藤組	上長田村大字上中谷	遠藤 忠治
第四七号	共栄建設有限公司	大山村大字坊領	森 晃
第七号	勝部組	米子市灘町二丁目一〇	勝部 信吉
第六号	狩野組	末広町二四	狩野金四郎
第八号	青笹組	五	青笹 弥作
第一九号	先本興業所	兩三柳一、一三七ノ二	先本喜一郎
第二四号	米子鉄道工業株式会社	末広町九	佐伯 忠義

鳥取県告示第五号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条の規定により次のように公有水面の埋立を免許した。

昭和二十九年一月八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一 埋立の場所
 気高郡青谷町大字桑原字村内、大字澄水字上湯棚、下湯棚、大字紙屋字河原町、大字田原谷字宮上宮前、宮後、宮下、大字八葉寺字立山、吹詰、大門、中瀬、木戸口コヨロ口、地先勝部川旧河川敷
- 二 埋立及び養漁場
 設置区域の面積四、六一五坪
- 三 工事竣功期限
 昭和三十年一月八日
- 四 工事施行の目的
 耕地造成及び養漁場設置
- 五 免許を受けた者
 気高郡青谷町

公 告

昭和二十八年度鳥取県公務員二級職、四級職、農業改良普及員及び生活改良普及員の採用試験につき次のように

公告する

昭和二十九年一月八日

鳥取県人事委員会

- 一 試験の対象となる職
 二級職、四級職、農業改良普及員、生活改良普及員
- 二級職
 職務の概要 その都度指図を受け又はあらかじめ定まつた順序に従つて最も單純容易な書記的事務又は技術的作業の手傳、若しくは見習に従事すると共に、決つたとおりやるだけの單純な仕事を含み、体力も必要とする。
- 給与 初任給は原則として二級一号（四、九〇〇円）
- この外扶養家族があれば扶養手当が、又勤務地により給料と扶養手当に一定率を乗じた勤務地手当が税込額として支給されます。
- 四級職
 職務の概要 その都度指図を受け又はあらかじめ定まつた順序に従つて書記的事務を命ぜられた範囲内で行う職務でこの職務を行うには基礎学力及び相当の修習又は経験を必要とする。
- 給与 初任給は原則として四級一号（五、九〇〇円）
- この外扶養家族があれば扶養手当が、又勤務地により給料と扶養手当に一定率を乗じた勤務地手当が税込額として支給されます。
- 農業改良普及員
 農民に接して各農作物の育成、繁殖、病虫害防除、土壌の調査及び改良、家畜管理、畜力機械力の利用等、主として生産技術の改良普及と経営の改善を図ることを指導する職務で、この職務を行うには専門的知識及び技術の修得又は経験を必要とする。
- 給与 初任給は原則とし五級一号（六、六〇〇円）
- この外扶養家族があれば扶養手当が又、勤務地により給料と扶養手当に一定率を乗じた勤務地手当が税込額として支給されます。
- 生活改良普及員
 職務の概要 専門的科学的知識及び技術に基いて農村生活改善に必要な実態調査及び資料の作成を行い、直接各農家を巡廻し又は研究会等に出席して台所の改善、栄養料理及び衛生管理等の啓蒙指導を行う職務で、この職務を行うには専門的知識及び技術の修得又は経験を必要とする。
- 給与 農業改良普及員に同じ
- 二 受験できる者

職務の概要 その都度指図を受け又はあらかじめ定まつた順序に従つて書記的事務を命ぜられた範囲内で行う職務でこの職務を行うには基礎学力及び相当の修習又は経験を必要とする。

給与 初任給は原則として四級一号（五、九〇〇円）

この外扶養家族があれば扶養手当が、又勤務地により給料と扶養手当に一定率を乗じた勤務地手当が税込額として支給されます。

- 範囲 2 土木補助職 3 建築補助職 4 農業補助職 5 林業補助職 6 畜産補助職 7 水産補助職 8 蚕糸補助職 9 農業土木補助職

職務の概要 その都度指図を受け、又はあらかじめ定まつた順序に従つて、専門技術的な仕事の補助を命ぜられた範囲内で行う職務でこの職務を行うには基礎学力及び相当の修習又は経験を必要とする。

給与 一般事務補助職に同じ

農業改良普及員
職務の概要 専門的科学的知識及び技術に基いて直接

生活改良普及員
職務の概要 専門的科学的知識及び技術に基いて農村生活改善に必要な実態調査及び資料の作成を行い、直接各農家を巡廻し又は研究会等に出席して台所の改善、栄養料理及び衛生管理等の啓蒙指導を行う職務で、この職務を行うには専門的知識及び技術の修得又は経験を必要とする。

給与 農業改良普及員に同じ

二 受験できる者

この試験は(1)の受験資格を有し(2)の欠格事項のいずれにも該当しない者であれば受験できます。

(1) 受験資格

二級職
学歴は問いませんが学校教育法による中学校卒業程度の学力を必要とします。

昭和八年四月二日から昭和十四年四月一日までに生まれた者

男女の別を問いません

四級職

学歴は問いませんが学校教育法による高等学校卒業程度の学力を必要とします。

昭和四年四月二日から昭和十一年四月一日までに生まれた者

男女の別を問いません

農業改良普及員、生活改良普及員

次の各号の一に該当する者で農業改良普及員又は生活改良普及員の資格試験に合格しているか又は資格を有する見込のある者

する見込のある者

1 学校教育法による大学、都道府県立農業講習所又はこれに相当する学園において、農業若しくは家政に関する正規の課程を修めて卒業した者、又は卒業見込の者

2 旧大学令による大学、旧専門学校令による専門学校若しくは農事講習所において、農業若しくは家政に関する正規の課程を修めて卒業した者

3 専門学校卒業程度検定試験により、農業に関する学科目の検定に合格した者、又は旧実業学校教員検定若しくは旧中学校、高等女学校教員検定により、農業若しくは家政に関する学科目の検定に合格している者

4 学校教育法による高等学校、旧中等学校令による中等学校、旧実業学校令による実業学校、旧高等女学校令による高等女学校、旧中学校令による中学校、又はこれらに相当する学校、学園を卒業した者又は卒業資格検定試験に合格した者で、卒業又は検定試験に合格した者

試験合格後次のいずれかの職務又はその通算した職務歴が三年以上の者

イ 国、地方公共団体又はその他法人格を有する団体の農業若しくは家政に関する試験研究機関又は教育機関における農業又は家政に関する試験研究又は教育

ロ 国、地方公共団体又はその他法人格を有する団体における農業又は家政に関する技術についての普及指導奨励又は実務

五 旧中等学校令による中等学校を卒業した者及びこれと同等以上の学力を有する者を入学又は入所資格とする教育機関において、農業又は家政に関する課程を修めて卒業した者で当該教育機関における修業年限と前号(イ)の職務に従事した期間が通算して三年以上に達する者

六 人事委員会が前各号に該当する者又は同等以上と認められた者

年令は制限いたしません

(2) 欠格事項
男女の別を問いません

1 日本の国籍を有しない者

2 禁治産者及び準禁治産者

3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 鳥取県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し又はこれに加入した者

三 試験の区分及び方法

試験はその対象となる職に必要な知識、経験、技術等に依じて次の表の区分欄のとおり十二種に分け、その区分毎に次の表の試験方法欄に記載する方法によつて行います

受験者はこの試験区分のうち、いずれか一種を選ぶこと

とができます。

第一次試験
筆記試験

二級

教養試験 学校教育法による中学校卒業程度の教養に
ついて行います。

適性又は専門試験 職務を遂行するに必要な能力の適
性検査を行います。

四級

1 一般事務補助職

教養試験 学校教育法による高等学校卒業程度の教養
について行います。

適性又は専門試験 職務を遂行するに必要な能力の適
性検査を行います。

2 土木補助職 3 建築補助職 4 農業補助職 5 林業
補助職 6 畜産補助職 7 水産補助職 8 蚕糸補助職

9 農業土木補助職

教養試験 一般事務補助職に同じ

適性又は専門試験 それぞれの技術補助職に必要な学
校教育法による高等学校卒業程度の知識、技術につ
いての試験を行います。

農業改良普及員

教養試験 公務員として必要な一般的智能及び教養に
ついて行います。

必須科目

一 作物及び園芸 二 土壌及び肥料 三 病虫害 四 畜
産 五 農機具 六 農業経営 七 農政時事問題

選択科目(二科目だけ)

一 農業気象 二 植物生理 三 家畜生理及び衛生 四
家畜飼養 五 農畜産加工 六 農業簿記 七 林業一般
八 農業土木

実地試験 農民に対し農業の改善に関する教示及び展
示を行うために必要な科学的技術及び知識について
行います

生活改良普及員

教養試験 農業改良普及員に同じ

必須科目

一 農業一般 二 家事経済 三 被服及び住居 四 食物
及び栄養 五 家庭保健及び衛生

選択科目(二科目だけ)

一 教育 二 育兒 三 看護 四 家庭物理化学 五 家庭
生物

実地試験

農民生活の改善に関する教示及び展示を行うために
必要な科学的技術及び知識について行います。

第二次試験

口頭試問

主として人物についての面接による試験を行います。

身体検査

胸部疾患の有無に重点をおいて行います。

身上調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否、その他に
ついて身上調査を行います。

備考

1 農業改良普及員及び生活改良普及員の筆記試験のう
ちの「専門試験」は、鳥取県知事が行う「昭和二十八
年度農業及び生活改良普及員の資格試験」と共同で行
います。

2 既に農業改良普及員又は生活改良普及員の資格試験
に合格している方はその専門試験を受ける必要はあり
ません。しかし採用試験が成績順位をつけるため以前
の資格試験の成績が余り良好でなく改めて専門試験を
受けたいと希望される方は受けることができます。

3 第二次試験は第一次試験の合格者に対して行います。
四 試験の日時及び場所

二級及び四級

第一次試験 昭和二十九年二月二十一日(日)午前八時
三十分から

場所 鳥取市 鳥取市東町 鳥取西高等学校第二校舎
米子市 米子市錦町 米子西高等学校

試験結果の発表 昭和二十九年三月上旬県庁前に掲示す
るほか合格者に通知します。

第二次試験 昭和二十九年三月下旬に行いますが、別に本人に通知します。

場所 鳥取市 本人に通知します。
米子市
試験結果の発表 昭和二十九年四月上旬県公報に登載し、県庁前に掲示するほか、合格者に通知します。
農業改良普及員及び生活改良普及員

第一次試験

(1) 教養試験だけ受験する者 昭和二十九年二月二十四日(水)午後一時三十分から

(2) 専門試験も受験する者 昭和二十九年二月二十三日(火)から昭和二十九年二月二十六日(金)まで毎日午前八時三十分から

場所 鳥取市 鳥取市吉成鳥取県農業試験場

試験結果の発表 昭和二十九年三月中旬県庁前に掲示するほか合格者に通知します。

第二次試験

昭和二十九年四月上旬に行いますが、別に本人に通知

します。

場所 鳥取市 本人に通知します。
試験結果の発表 昭和二十九年四月上旬県公報に登載し、県庁前に掲示するほか、合格者に通知します。

五 合格から採用までの経路

1 それぞれの試験区分の合格者はその区分ごとの採用候補者名簿に登載された上、任命権者の請求に応じて成績順に提示されそのうちから採用者が決定されます。従つて合格者は全部が必ずしも採用されるとは限りません。

2 採用候補者名簿の有効期間は原則として一年間となつています。

六 受験手続

申込書

申込書は次の場所で交付します。但し農業改良普及員及び生活改良普及員の申込書は(1)だけで交付します。

- (1) 鳥取市東町県庁内 鳥取県人事委員会事務局
- (2) 倉吉市仲之町 中部地方事務所総務課

(3) 米子市東町 西部地方事務所総務課
申込用紙を郵便で請求される際は必ず十円切手をはつた宛先明記の返信用封筒を同封して下さい。

1 採用試験申込用紙に必要事項を記入し、人事委員会事務局に提出の上受験票を受領して下さい。

2 農業改良普及員又は生活改良普及員の資格試験を併わせて受験する方は「人事委員会事務局」に申込をされると同時に県庁「農林部農業改良課」に所定の様式で受験の申込をして下さい。

又専門試験を受験する方は「申込書」の①に「専門試験受験」と朱記して下さい

3 採用試験申込書を郵送する際は、封筒の表に「〇級職採用試験申込」又は「農業(生活)改良普及員採用試験申込」と朱書き十円切手をはつた宛先明記の返信用封筒を必ず同封して下さい。

◎ 受領した受験票には最近六月以内に撮影した写真(上半身脱帽正面向のもの)を貼りつけて試験当日持参

して下さい。写真のない場合には受験できません。

受付期間

1 二級及び四級職

昭和二十九年一月十四日(木)から昭和二十九年二月十日(水)までの執務時間内

郵送の場合には昭和二十九年二月十日(水)の午後五時までの着信に限つて受付けます。

2 農業改良普及員及び生活改良普及員

昭和二十九年一月二十日(水)から昭和二十九年二月十五日(月)までの執務時間内

郵送の場合には昭和二十九年二月十五日(月)の午後五時までの着信に限つて受付けます。

七 その他

1 この試験は鳥取県の公務員の採用試験であつて、国又は市町村の公務員の採用試験ではありません。

2 この試験の詳細については人事委員会事務局に照会して下さい。

